

2004年8月18日

設立趣意書

1. 名 称

発明プロデュース協会

2. 目 的

1. 本会は会員の指導・教育により発明・知的財産の促進をはかる。
2. 社会の変化や時代とともに変わっていく発明・知的財産の手法を提唱・リードしていき、検定および講座により広く社会に情報を発信することによって、国民生活の向上に寄与することを目的とする。
3. 発明・知的財産指導者の担い手の人材育成をはかる。

3. 活動方針

1. 発明・知的財産活用の効率的な推進と、社会や時代の変化に対応した最新の発明・知的財産に関する調査研究を行う。
2. 研修会・セミナーを実施及び支援を行う。
3. 発明・知的財産の社会的認知を拡大促進する為の広報や支援を行う。

4. 具体的な活動内容

1. 発明・知的財産に関する実態調査、意識調査および報告書の発行
2. 情報、資料の収集と提供
3. 各種交流会および委員会の開催
4. 教育と資格認定
5. 各種研修会およびセミナー開催
6. 研修終了認定書および会員証の発行
7. 会報・会員名簿の発行
8. 特許流通・技術移転コーディネート
9. 産学官連携コーディネート
10. 講師の派遣
11. 書籍の発行
12. 発明・知的財産コンサルタント
13. インターネットでの情報提供
14. 通信講座の運営
15. その他

5. 会員の資格

1. 会員の資格

1. 個人正会員 発明・知的財産活動を目指す個人又は資格取得を目指す個人
2. 法人賛助会員 当会の趣旨に賛同した企業および団体で、理事会で見とめられたもの

2. 個人正会員の会費

年会費 8,000 円

3. 法人賛助会員の会費

年会費 50,000 円

4. 認定教育機関登録料

年 間 25,000 円

6. 会員倫理規定

1. 会員は、発明・知的財産に関して常に知識、技能の修得を図り能力の向上につとめなければならない。
2. 会員は、協会の教育その他によって知り得た情報・知識を許可なく第三者に伝達したり頒布してはならない。
3. 会員は、資格取得後は誇りと責任を持ち、専門家としての業務を誠実に提供しなければならない。
4. 会員は、協会もしくは他の会員の不名誉となるような行為をしてはならない。
5. 会員は、協会が定めた費用等の負担金を協会に支払わなければならない。
6. 会員は、本規定その他の協会の規定・規則を誠実に遵守し、協会の発展および他の会員との協調につとめなければならない。
7. 本規定に定めのない事項については協会理事会にて決定する。

7. 代表者名 木村 勝己